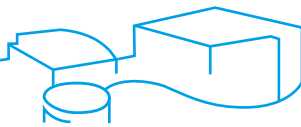


# お知らせ information



## 農地中間管理機構 をご利用ください



「これまで続けてきた農業をリタイアする」「所有する農地を貸したい」「農地を相続したが農業をしない」など、農地の維持管理に困ったときは、愛知県農地中間管理機構の活用を検討してください。公的な機関として農地の貸し借りを仲介します。農地の借り受け申し込みは随時受け付けています。

中間管理機構を利用したい方は、産業観光課またはJAあいち知多阿久比営農センターの窓口へ相談してください。

### 申し込み・問い合わせ先

- ▽ 産業観光課農政係  
☎(48) 1111 (内1223)
  - ▽ JAあいち知多阿久比営農センター ☎(48) 1601
  - ▽ 愛知県農地中間管理機構  
☎052 (951) 3288
- ※ 詳しくは、愛知県農地中間管理機構〔(公財)愛知県農業振興基金〕ホームページ  
<http://www.ai.chinoshinki.or.jp/nochi/index.php>



## 手話を始めてみませんか



阿久比町ボランティアセンターでは、初めて手話を学ぶ方を対象に手話奉仕員養成講座(入門編)を開催します。手話は、聴覚に障がいのある方とコミュニケーションを図る方法の一つです。この機会に手話を始めてみませんか。

■日時など 9月1日(火)～令和3年2月2日(火)の期間で次の表にある全20回(全て火曜日) 午前10時～正午

9月	1日	8日	15日	29日
10月	6日	13日	20日	27日
11月	10日	17日	24日	
12月	1日	8日	15日	22日
1月	5日	12日	19日	26日
2月	2日	9日 (予備日)		

※ 16回以上出席した方に修了証を発行します。

■場 所 オアシスセンター(保健センター)3階会議室

■対 象 次の要件を満たす方

- ① 初めて手話を学ぶ方(以前講座を受講した方も歓迎)
- ② 全日程のうち、16回以上出席できる見込みの方

■定 員 15人

※ 申込者が5人未満の場合、開講しません。

■参加費 テキスト代(『手話を学ぼう 手話で話そう』)3,300円

■申込期限 8月24日(月)

■申し込み・問い合わせ先

電話で申し込みください。  
阿久比町社会福祉協議会・ボランティアセンター(担当:守口)  
☎(48) 1111 (内1523)



## 家屋の新築、増築、取り壊しをした方・予定のある方へ



家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の所有状況により課税されます。

新築、増築家屋は、固定資産評価額算定のために調査する必要があり、取り壊した家屋は、年内に取り壊したことを確認して課税台帳から抹消する必要があります。

新築、増築、取り壊しをした方や年内末までにこれらの予定がある方は申告先までお知らせください。

一定の条件下で家屋を改修した方は、固定資産税が減額となる制度があります。制度の適用を受けるためには申告が必要です。

- ▽ 耐震改修減額
- ▽ バリアフリー改修減額
- ▽ 省エネ改修減額

### 申告・問い合わせ先

税務課固定資産税係  
☎(48) 1111 (内1109・1110)

## 住宅用地の利用状況変更による申告



住宅用地は、税負担を軽減する必要があるため、所有者からの申告により課税標準の特例措置が適用されます。

この制度を適正に運用するため、土地所有者の方は、土地の利用状況を次のように変更した場合、下記申告先までお知らせください。

- ▽ 更地に住宅を新築し、新たに住宅用地になった場合
- ▽ 店舗などを住宅に改築し、住宅用地になった場合
- ▽ 併用住宅(店舗兼住宅など)で、居住部分とそれ以外の部分の床面積に変更があった場合
- ▽ 住宅を店舗などに改築し、住宅用地でなくなった場合
- ▽ 土地の利用状況を変更した場合(例:隣接地を取得して住宅用地とした、新たに敷地の一部を貸し駐車場に変更したなど)
- ▽ 住宅を取り壊し、住宅用地でなくなった場合
- ▽ 住宅用地の住宅戸数に変更があった場合

### 申告・問い合わせ先

税務課固定資産税係  
☎(48) 1111 (内1109・1110)

## ホテル生息分布調査について

ホテル生息分布調査について6月15日号の広報で「調査結果は8月1日号の広報に掲載」としていましたが、正確な結果を集計する都合上、9月1日号への掲載とします。

### 問い合わせ先

建設環境課環境係  
☎(48) 1111 (内1211)

